

食料自給率向上の罣

TPP参加についての話題。賛否を議論するにあたって、貿易と関税の基礎知識は十分あるの
 だろうか。事実が意外と盲点になっている。自由化への諸外国の取り組みはどうなっているの
 か。例外品目はどのくらいあるのか。読み解いていくと、農業問題がクローズアップされた理
 由が隠されている。

本誌副編集長

浅川芳裕

TPP参加について賛否両論が白
 熱する中、農業の自由化の是非が議
 論になっている。その議論を深める
 ために、基本事実をきちんと整理す
 る必要がある。そもそも貿易の自由
 化とは何を指しているのか。そして
 農業がなぜいつも自由化のネックと
 して語られるのか。

貿易の自由化とは何か

まずは、貿易と関税の基礎知識か
 ら。この世に存在するありとあらゆる
 モノは交易される可能性がある。
 しかし、国によって同じモノでも呼
 び名が違ったり、その名が示す範囲
 が異なったりしては、何が輸出され
 何が輸入されているのかお互いわか
 らなくなる。

第29回

日本の自由化度の低さは TPP参加以前の罣

そこで森羅万象を整理し、一定の
 品目数に区分けされ、共通した番号
 が割り振られることになった。HS
 コードと呼ばれるもので、モノの名
 称と分類を世界的に統一し、国際貿
 易を円滑に行なう目的のためだ。

その数は9000番号に及ぶ。こ
 の中に、石油からプラスチック、医
 薬品から農薬、コメから錦鯉、美術
 品から武器まで、ありとあらゆる商
 品が含まれている。海外から輸入さ
 れるディア社のトラクタやアップル
 社のiPadといった個別商品もす
 べてこの番号のどこかに入る。そし
 て、貿易時に課される税金——関税
 はこのコード別に何%（従価税の場
 合、一部キロあたり何円といった従
 量税もある）かが決まっている。

ここまでわかれば貿易の自由化と
 は何か、すぐわかる。単純化すれば、
 この9000品目の関税を撤廃して
 いく過程のことだ。

その究極の状態が「完全な貿易自
 由化」だ。この9000品目すべて
 の関税がゼロの状態を、品目ベー
 スの「自由化率100%」と呼ぶ。

逆に9000品目すべてに関税が
 課されている状態が自由化率0%
 だ。そんな国はないから、すべての
 国と地域の自由化率はゼロと100
 の間のどこかにある。

では、日本の自由化率は何%なの
 か。ほかの国と比べて高いのか、低
 いのか。

それを知るには、自由貿易協定（以
 下、FTA）においてどの国がどれ

だけ自由化率（今は関税がかかって
 いても、一定期間、通常10年以内に
 関税撤廃する品目も含む）を實現し
 ているかを調べればわかる。日本は
 これまで11カ国とFTAを結んでい
 る。締結順に国名とその国に対する
 自由化率を列挙してみよう。

シンガポール（84.4%）、メキ
 シコ（86.0%）、マレーシア（86.
 8%）、チリ（86.5%）、タイ（87.
 2%）、インドネシア（86.6%）、
 ブルネイ（84.6%）、フィリピン
 （88.4%）、ASEAN（86.5%）、
 スイス（85.6%）、ベトナム（86.
 5%）だ。

最低がシンガポール84.4%で最
 高がフィリピン87.2%である。ざ
 つくり平均すれば、日本には900

0品目のうち15%ほどは関税撤廃していない。自由化率が高いと思われるかもしれないが、他国はどうか。

米韓FTAでは、韓国側は98.2%、米国側は99.2%の自由化率を実現している。米豪FTAでは米側99%、豪側99.9%。中国・ニュージーランドFTAでは、中国側97%、ニュージーランド側100%。中国は同様に、シンガポールやチリに対しても97%の自由化率となっている。

日本は97%の中国に比べて、最高で12%以上も差がある。1%は90品目に相当する。12%となると、中国の方が1000品目以上も関税撤廃している品目が多いことになる。

韓国、米国、豪州の方がさらに多い。GDPに占める農業比率が大きいペルーでさえ、米国とのFTAで自由化率が99.3%と日本より10%以上も高い。2009年に仮署名された韓国とEUのFTAでは、EU側は99%を超える自由化率を達成している。

こうした過去5年に結ばれた協定をみると、主要国がFTAを結ぶ際に、自由化率97%以上という水準が標準となっている。お互い自由化を目指して結ぶなか、日本だけが10%以上も低い水準の85%で許してとの主張が通用するはずがない。

日本は例外品目を抱えずき!?

ではなぜ、日本の自由化率はそんなに低いのか。ここでようやく登場するのが農産物である。

日本がFTAで関税撤廃したことがない品目は940ある。そのうち9割を占める850品目が農林水産物(農産物725、水産物95、林産物30)なのだ。

コメとコメ関連品目だけで34品目もある。もみ、玄米、精米、碎米、米粉、穀物のペレット、ベーカーリー製品製造用の混合物及び練り生地、米菓生地、もち、だんご、その他これらに類する米産品などである。

それより多いのが、小麦、大麦、麦芽、デンプンなどのコメ以外の穀物品目の約40。さらに100品目を超えるのが脱脂粉乳、バターなどの乳製品。その他、穀物、ミルクなどの調整品130品目やテンサイ、サトウキビなどの糖類10品目である。

これらを合わせた350品目について、日本は一貫して関税撤廃の「除外」を相手国に求めてきた。つまり、一切自由化をする気のない除外品目が全品目の4%を占め、これだけ除いても標準的な自由化率97%を満たさない。加えて、スタンダードスタイル(「留保」または「再協議」)を求めている品目が250もある。

関税撤廃以外でも、日本は例外を求めている。数量制限だ。いくら関税がゼロの品目でも、「年間100kgしか輸入できません」と限度を定めれば、実質、禁輸しているのと同じだ。同じゼロ関税でも自由化度合は極めて低いことになる。

こうした「関税割当」と呼ばれる品目が100以上もある。「除外」「留保」「関税割当」のいずれの品目も、10年といった期限を区切った関税撤廃の猶予期間を提示していない。

以上の細目でおわかりになったとおり、「自由化をしない」と日本が断固主張している例外品目数があまりに多すぎるのだ。

しかも、WTOではほとんどの主要国が上限関税として設定を求めている100%を超える品目が多数存在する。要するに、TPP参加以前の問題である。

多国間WTO交渉にしても、今後の2カ国間FTAにしても、関税の低減・撤廃と貿易量の制限禁止が目적이다。それを目指す当事国で、自由化がいいか悪いかの是非を問う次元の議論が行なわれているのは日本ぐらしいしかない。まして、先進国の中で例外品目をこれだけ抱えている国は日本だけだ。

一方、TPPといっても環太平洋諸国間のFTAである。「原則、関

税撤廃の例外措置が認められない」といわれるが、例外のない原則など存在しない。しかし、最初から許容範囲を超える例外を認める原則も存在しえない。

韓国にしても、米国とのFTAで例外といえる実績がある。10年超20年以内の「長期自由化」が認められた品目が167(1.5%)、「関税割当」の拡大をする品目が15(0.1%)、「留保」がコメ、調整品の16品目(0.1%)の計1.7%である。米国でさえ、豪州とのFTAで10年超18年以内の長期自由化品目が123(1.2%)、留保が108品目(1.0%)の2.8%だ。

日本だけが多数の例外品目を残したまま「TPP断固反対」を唱えたところで、WTOやFTAが突如なくなるわけではない。

日本がすべきことは何か。こうした例外的な品目を最大3%に絞ることだ。その中からどれを長期自由化の対象品目にするか。どれくらいの猶予期間で撤廃するか。関税割当、留保を求めるとすればどの品目か。それはなぜか。影響のある品目の産地、生産者に対して、どんな激変緩和処置をとるのか。各農業界に対して、長期的な方針を定めて説明を尽くすことだ。